

外国人観光客等受入促進環境整備事業補助金公募要領

岩手県を訪れる外国人観光客等の増加を図るため、県内の観光事業者、宿泊事業者、交通事業者、飲食店事業者及び外国人観光案内事業者が外国人観光客等の受入促進環境を整備する事業を行う場合に要する経費に対し、岩手県補助金交付規則（昭和 32 年 11 月 5 日規則第 71 号。以下「規則」といいます。）及び外国人観光客等受入促進環境整備事業補助金交付要綱（平成 31 年 3 月 28 日。以下「要綱」といいます。）により、予算の範囲内で補助金を交付するものである外国人観光客等受入促進環境整備事業補助金（以下「当該補助金」といいます。）について、次のとおり公募により当該補助金の交付を行います。

1 補助対象事業者等

補助対象事業者等については、次のとおり要綱で定めています。

項目	内 容
補助対象事業者	<p>観光事業者、宿泊事業者、交通事業者、飲食店事業者及び外国人観光案内事業者で県内に所在し、かつ、外国人観光客等を受け入れている又は受け入れる計画がある者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・観光事業者 観光に係る事業を営む者をいう。 ・宿泊事業者 旅館業法（昭和 23 年法律第 138 号）第 3 条第 1 項に規定する許可を受けた者をいう。ただし、この者が営業する風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 6 項に規定する店舗型性風俗特殊営業に供する施設は除く。 ・交通事業者 日本標準産業分類（平成 25 年総務省告示第 405 号）に定める大分類 H－運輸業、郵便業に該当する事業のうち、旅客の運送に係る事業を営む者をいう。 ・飲食店事業者 日本標準産業分類に定める大分類 M 宿泊業、飲食サービス業のうち、中分類 76 飲食店に該当する事業を営む者をいう。 ・外国人観光案内事業者 独立行政法人国際観光振興機構が認定又は観光協会が設置する外国人観光案内所を営む者をいう。 ・その他知事が認める者
補助金の交付対象となる事業	<p>1 ICT 環境整備</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) W i - F i 等の無料公衆無線 L A N の整備 (※外国人観光客が無料かつ容易に公衆無線 L A N 環境を利用できるようにすること。) (2) S I M カード（携帯電話端末等からの電気通信役務を提供する電気通信事業者との間で当該役務の提供を内容とする契約を締結している者を特定するための情報を記録した電磁的記録媒体）自動販売機の整備 (3) 海外カード決済の整備（モバイル決済システムを含む。) <p>2 外国語表示の整備等</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 外国語表示の整備 (2) 外国語ホームページの整備 (3) 外国語パンフレット等の整備 (4) 外国語番組放映の整備 (5) 外貨両替機の整備 (6) 免税店の整備

	<p>(7) その他外国人観光客の受入促進環境を整備するもの</p> <p>3 施設設備等環境整備</p> <p>(1) 和式トイレの洋式化</p> <p>(2) 客室の和洋室化</p> <p>4 非常用電源装置、情報端末への電源供給機器整備等</p> <p>(1) 非常用電源装置整備</p> <p>(2) 情報端末への電源供給機器整備等</p> <p>5 観光体験サービスに係る整備</p> <p>(1) 観光体験サービスに係る設備整備</p> <p>(2) 観光体験サービスに係る備品購入</p> <p>(注) ア 申請は1から5までのいずれか一つに限る。</p> <p>イ 4の対象は、宿泊事業者及び外国人観光案内事業者とする。また、外国人観光案内事業者は、4の事業についてのみ補助対象事業とする。</p> <p>ウ 5の対象は、宿泊事業者とする。</p> <p>エ 3で温水洗浄便座を設置する場合は、使用方法の表示（多言語版）を必須とする。</p> <p>オ 3で客室の和洋室化をする場合は、客室への入浴設備（シャワーのみを含む。）又は客室への洋式トイレの導入を必須とする。ただし、既に導入済みの場合はこの限りではない。</p>
補助金の交付対象となる経費	<p>補助事業の実施に要する次に掲げる経費</p> <p>1 外国人観光客等の受入促進環境整備に要する経費 (機器購入費、システム構築費、設置工事費、印刷製本費、翻訳費、設備購入費、撤去費、改修工事費等をいい、整備した環境の維持に係る保守管理等の経費を除く。)</p> <p>2 その他 知事が必要と認めるもの</p>
補助金の額	<p>補助対象経費の合計額（同一の経費に対して市町村等の補助金の交付を受ける場合は、補助対象経費の合計額から当該市町村等の補助金の額を除いた額）の2分の1以内の額とし、補助事業1項目当たりの上限額を1から3までについては200万円、4については50万円、5については100万円とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。</p>

2 提出期日（募集期間）等

当該補助金の交付申請、決定の期日等については次のとおりとします。

項目	内 容
要綱第14の規定に基づき別に定める交付申請書の提出期日（受付期間）	<p>1 募集期間 <u>令和3年9月13日(月)～令和3年10月29日(金)午後5時※必着</u> ※受付期間中でも、交付決定額が予算額に達した場合は受付終了とします。 ※申請は、一事業者につき1件のみとします。 <u>※第1回目の募集(令和3年4月19日(月)～令和3年8月31日(火))</u> <u>に申請した事業者も、第一回目の補助金額確定後であれば申請できません。</u></p> <p>2 受付時間 午前9時から午後5時まで</p>

	<p>※正午～午後 1 時を除く。 ※土曜、日曜及び祝日の閉庁日を除く。</p> <p>3 受付場所 岩手県庁 2 階商工労働観光部観光・プロモーション室</p> <p>4 申請書の提出方法 持参又は郵送</p> <p>【持参の場合】</p> <p>※書類や記載内容に不備がないか等の形式審査の後、書類を受付します。形式審査には多少時間がかかりますことをご了承ください。</p> <p>※形式審査において、記載内容や書類に不備があった場合は受付しないことがあります。</p> <p>【郵送の場合】</p> <p>※形式審査において、記載内容や書類に不備があった場合は、受付せずに申請書をお返しすることがあります。</p> <p>※受付期間前等、期間外に申請書を提出された場合は、受付せずに申請書をお返しします。</p>
<p>交付決定等</p>	<p>申請書受付順に審査を行い、適当と認められたものから順に交付決定を行います。(申請の内容が適当であると認められるときに、予算の範囲内で補助金の交付決定を行うものです。)</p> <p>※申請書受付順番が後順位申請については、申請内容が適当であっても、予算の都合上補助金不交付となる場合があります。</p> <p>※ 整備事業は、岩手県の補助金交付決定後に着手することとなります。交付決定前に着手した事業については、補助金は支払われません。</p>
<p>要綱第 14 の規定に基づく提出書類等(手続き書類)</p>	<p>【補助金交付申請】</p> <p><input type="checkbox"/>外国人観光客等受入促進環境整備事業補助金交付申請書(様式第 1 号)</p> <p><input type="checkbox"/>事業計画書(様式第 2 号)</p> <p><input type="checkbox"/>収支予算書(様式第 3 号)</p> <p><input type="checkbox"/>整備に要する工事内容(工事等期間)や費用が確認できる書類の写し</p> <p>※複数の事業者の見積書、又は、工事委託契約書等を添付すること。</p> <p><input type="checkbox"/>会社定款の写し(申請者が個人事業者の場合は営業許可書の写し)</p> <p><input type="checkbox"/>直近の決算書の写し(申請者が個人事業者の場合を除く。)</p> <p><input type="checkbox"/>振込口座の銀行名、支店名、普通当座の別、口座番号、名義人(フリガナ)が分かる部分の通帳の写し</p> <p><input type="checkbox"/>その他知事が必要と認める書類</p> <p>※Wi-Fi等の無料公衆無線LANの整備事業の場合は、次の書類も提出してください。</p> <p>①機器設置場所を図示した図面等(整備エリアの追加・増設の場合は、既存の機器も記載すること。)</p> <p>②Wi-Fi等の無料公衆無線LANの整備事業チェックリスト(別紙)</p> <p>※和式トイレの洋式化の場合は、次の書類も提出してください。</p> <p>①トイレの現状が確認できる写真</p> <p>②工事後の配置等が分かる図面</p>

	<p>【補助金請求】 「外国人観光客等受入促進環境整備事業補助金請求書（様式第6号）」及び「実績報告書（様式第7号）」に下記の書類を添えて提出してください。</p> <p><input type="checkbox"/>事業実績書（様式第2号） <input type="checkbox"/>収支決算書（様式第3号） <input type="checkbox"/>支払いを証する書面（請求書、口座振替依頼書の写し、領収書） <input type="checkbox"/>完成写真等 ※事業の実施前と実施後の様子が分かるような写真とすること。 <input type="checkbox"/>その他知事が必要と認める書類</p>
提出先	住所：〒020-8570 岩手県盛岡市内丸10-1 あて先：岩手県商工労働観光部観光・プロモーション室 国際観光担当

3 その他（規則第19条、要綱第7関係）

補助事業により取得・整備した財産を処分（譲渡、交換、貸付、債務の担保に供すること等）しようとするときは、文書で事前に承認を得ることが必要となります。

（問い合わせ）

【受付時間】

午前9時から午後5時まで

※ 正午から午後1時までを除く。

※ 土曜、日曜及び祝日の閉庁日を除く。

【問合せ先】

岩手県 商工労働観光部 観光・プロモーション室 国際観光担当（岩手県庁2階）

電話：019-629-5573

FAX：019-623-2001

e-mail:AE0006@pref.iwate.jp